

# 令和元年度 名古屋港管理組合行政評価 講評 (令和元年9月18日)

関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科

教授 稲沢 克祐

## 1 平成30年度の講評において指摘した「留意点」に対するレビュー

「平成30年度名古屋港管理組合行政評価 講評」において、平成26年度から30年度までの5年間を計画期間とする政策体系2018に対して、平成30年度評価は計画最終年度における評価であることから、平成30年度中に進められる次期計画策定のための基礎となる評価情報であると行政評価を位置付けた。この位置付けを確認した上で指摘した3点について、令和元年度評価で留意されているかを検証する。

第1に、施策評価シートの「4 課題・30年度以降の取組方針」欄の中の「30年度以降の取組方針」欄の記述について、今後の改善方針等を提示する必要性である。この点について令和元年度評価では、「5年間の達成状況」の評価、「課題」の特定、「令和元年度以降の取組」として、新たな政策体系の策定と並行して考察された今後の改善方針等が記述されており、指摘事項への対応は十分であった。

第2に、(2) 事務事業段階の指標と施策段階の指標において、同一の指標が存在しているものが一部あることを指摘した。もとより、この指摘は、政策体系策定に関わるものであるため、新たな政策体系策定において留意されたい事項であることを、再度、強調しておく。

第3に、実績値が目標値を上回っている事務事業、および政策体系2018の期間中、一貫して実績値が目標値を下回っている施策の存在を指摘した。すなわち、目標値の妥当性についての指摘である。この指摘も、第2の指摘と同様に、政策体系策定に関わるものであるため、新たな政策体系策定において留意されたい事項であることを、再度、強調しておきたい。

## 2 令和元年度に実施された行政評価について

平成26年度から30年度までの5年間を計画期間とする政策体系2018において、令和元年度は、当該政策体系の5年間を評価することになる。そして、次期政策体系策定のための基礎となる評価情報ともなるものである。このように令和元年度行政評価を位置付けて、令和元年9月4日に開催された「名古屋港管理組合政策体系に基づく行政評価講

評会（以下、「9月4日講評会」という。）においては、平成30年度実施分の検証を行い、その検証を基に、以下の3点を指摘した。

（1）事務事業評価の「ACTION(取組)」欄中、「5年間の状況」欄において、「順調」とされている事務事業の中には、当該評価表で確認できる平成28年度から30年度において全く進捗が見られない事務事業も存在する。これらの事務事業は、平成14年度開始（施01事107）、平成4年度開始（施01事108）であり、「順調」としているのは、5年間に全く進捗せず平成25年度以前の進捗率によるのか、または平成26～27年度の2年間の進捗率によるのかについて、事務事業評価の「ACTION(取組)」欄に、その旨を付記する必要があるのではないか。また、こうした状況で、「順調」と記述することが妥当なのかどうかとも検討されたい。

（2）事務事業評価における有効性に関して、5年間を総括する視点から再考を要する点として、「施策達成への貢献度」評価を指摘する。たとえば、目標値どおりに事務事業が実施されているにもかかわらず、施策目標値の達成度は低いまま5年間推移しているような事例である。このような場合には、「貢献度が低い」という観点から事務事業評価の有効性には課題があると評価されることもあり得る内容である。その点の説明を充実されたい。

（3）目標値が達成されている施策・事務事業について、計画期間中に目標値を引き上げるなどについて検討するべきではないか。目標値の引き上げを必ずしなければならないという訳ではないけれども、引き上げない場合には、達成していながら目標値を変えない理由について明示しておくべきである。

なお、（1）、（2）、（3）のいずれも、加筆・修正が必要な箇所については、9月4日講評会后、全て適正に対処されている。

政策体系2018の進捗管理と目標達成に向けた改善改革の点から、行政評価制度の成果は十分に認められるものである。その成果が今般の次期計画策定に活かされているものと思料する。